生活支援サポーター雇用促進給付金 Q&A

Q1.ヘルパー資格を持たない生活支援サポーター養成研修修了者とは？

A1.南あわじ市長名で交付している生活支援サポーター養成研修の修了証の所持者等※1を指します。介護福祉士や実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者といったヘルパー資格を所持している人は対象外です。

　なお、ヘルパー資格の所持については、雇用した日で審査するため、雇用した日においてヘルパー資格を所持していなかった生活支援サポーターが、本給付金申請までの間にヘルパー資格を新たに所持した場合は、対象となります。

※1「南あわじ市生活支援サポーター養成研修実施要領に規定する養成研修修了者」又は「兵庫県介護予防・生活支援員認定要領に規定する兵庫県介護予防・生活支援員と認定された者又はみなされた者」

Q2.「新たに雇用」とは？

A2.令和7年4月1日以降の雇用を対象とします。

Q3.「本市指定基準緩和型訪問サービスに25回以上従事」とは？

A3.南あわじ市に住民票がある人を対象として、指定基準緩和型訪問サービスを提供した回数をカウントしてください。（南あわじ市の被保険者であっても、住民票が他市にある人の場合は本市の指定基準緩和型訪問サービスに該当しないため、カウントしません。）

　また、事業者による研修等は除き、利用者へのサービス提供を行った回数のみをカウントしてください。

Q4.令和7年4月1日に雇用した人の場合の申請期限は？

A4.令和7年4月1日に雇用された場合、まずは、その翌日（令和7年4月2日）から6か月以内となる「令和7年 10 月1日」までに、25回以上本市指定基準緩和型訪問サービスを提供してください。

その25回目のサービス提供日の翌日から3か月以内（サービス提供日が令和7年 9 月1日だった場合、令和7年 12 月1日まで）に、給付金の支給申請を行ってください。

Q5.対象となる生活支援サポーターが同じ日に 2 回訪問した場合は、どのようにカウントすればよいか？

A5.日数ではなく、回数で 2 回とカウントしてください。

〈問合せ・申請先〉 南あわじ市市役所 地域包括支援室（本庁舎 1 階）
〒656-0492 南あわじ市市善光寺 22-1 電話：0799-43-5237